

第2回 賃貸住宅管理業等のあり方に関する検討会における主な意見と対応案

住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書		
項目	意見	対応案
契約の解除	第19条第2項に「賃貸住宅管理業に関して著しく不当な行為をしたとき」とあるが、宅建業の免許を取得している管理業者が不正を行った場合についても対象とすべきではないか。但し書きとして「宅建業法を行う者については、宅建業に関して著しく不当な行為をしたとき」と追加してほしい。	資料2 P8、P26 契約書修正 コメント追加 (第19条)
弁護士法との関係 (未収金の督促)	別表第一のうち「1賃料等の徴収業務(2)未収金の督促 ハ」として、「口の督促にもかかわらず、なお賃料等を支払わない者について、甲に対し、徴収に関する法的手段の助言を行う」との記述があるが、これはほぼ紛争状態にあると思われるため、弁護士法に抵触するものではないか、表現を確認する必要がある。	資料2 P10～12 契約書修正 (別表第一)